



# 2月のお知らせ

事業主の  
みなさまへ

## 令和8年4月から「子ども・子育て支援金」が始まります



子ども・子育て支援金制度とは、全世代や企業の皆様から支援金を拡充し、それによる子育て世帯に対する給付を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

### ▶ 開始時期について

令和8年4月分保険料（5月納付分）より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



納入告知書には第3の費目として子ども・子育て支援金が追加されます。

一般保険料 + 介護保険料 + 子ども・子育て支援金

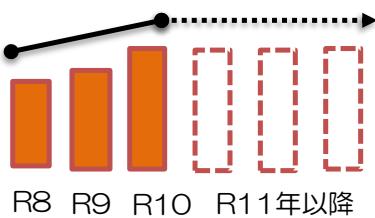
### ▶ 負担額について

#### 【支援金額の計算方法】

標準報酬月額×支給金率※=毎月の支援金額

※支援金率は、国が一律の率を示す予定です。  
令和8年度からスタートし、令和10年度にかけて0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。

#### 【支援金率・支援金の負担イメージ】



### 事業主様への求められること

#### 給与計算において、被保険者ごとの支援金額の算出・徴収が行えるように準備が必要です！

- ・給与計算システムに「子ども・子育て支援金」の控除項目を設定する
- ・給与明細に「子ども・子育て支援金」の表示をする
- ・従業員へ制度趣旨や計算方法について事前に説明をする

※給与計算のご依頼も承っておりますのでご希望の場合は、当事務所までご連絡ください。

### ▶ 支援金の使途について

- ・支援金を財源として、国がこども未来戦略「加速化プラン」の取組を実施します。
- ・「加速化プラン」とは、わが国の少子化対策を促進するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。（施策：妊婦のための支援給付・出生後休業支援給付率の引き上げ・育児時短就業給付等）

★令和8年2月の営業土曜日は  
以下のとおりです。



7日(土)	休
14日(土)	営業(税務)
21日(土)	営業(税務・労務)
28日(土)	営業(税務)

#### ★ご質問、ご相談等はこちらまで…

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048-571-2231 FAX : 048-570-1929

URL : <http://www.terazei.com/>

